

第 7 節 他所蔵置関係手続

システムを使用して関税法第 30 条第 1 項第 2 号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する他所蔵置許可及び関税法基本通達 30-4（他所蔵置の許可期間の延長手続）による手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

なお、他所蔵置場所からの搬出手続については、この章第 5 節（貨物の搬出関係手続）による。

1 システムを利用した他所蔵置許可申請

(1) 申請の条件

他所蔵置許可申請業務はシステムに登録されている貨物のうち仮陸揚げ貨物以外の貨物を対象とする。

(2) 申請手続

イ 登録の方法

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TZC）を利用して、次に掲げる事項を入力し送信する。

なお、先頭に「@」が付された項目が貨物情報に登録されている場合は、入力を省略することができる。

[1] 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

入力不可

[2] 申請先税関官署（「申請官署」欄）

他所蔵置場所の管轄税関官署と申請先税関官署が異なる場合に、申請先税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。

[3] 貨物の区分（「貨物の区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区分	コード
輸入貨物	I
輸出貨物	E

[4] 申請者電話番号（「申請者電話*」欄）

申請者の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。

[5] 輸出入者コード（「輸出入者」欄左）

輸出入者コードを有する場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。

輸出入者コードを有しない場合は、入力を要しない。

[6] 輸出入者名（「輸出入者」欄右）

「輸出入者」欄左を入力した場合（JASTPROコード又は税関発給コードと関連付けられていない法人番号（以下この章において「関連付けのない法人番号」という。）を除く。）は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合

は、輸出入者名を入力する。

[7] 輸出入者郵便番号（「郵便番号」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出入者の郵便番号を必須入力する（区切り符号は入力しない。）。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を除く。）であっても、システムに登録されている輸入者の郵便番号と異なる場合は当該郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。

[8] 輸出入者住所1／4（都道府県）（「都道府県」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出入者の住所（都道府県）を必須入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（都道府県）を入力する。

外国法人の場合は国名を入力する。

[9] 輸出入者住所2／4（市区町村（行政区名））（「市区町村」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出入者の住所（市区町村（行政区名））を必須入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（市区町村（行政区名））を入力する。

外国法人の場合は州名及び都市名を入力する。

[10] 輸出入者住所3／4（町域名・番地）（「町域名・番地」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出入者の住所（町域名・番地）を必須入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（町域名及び番地）を入力する。

外国法人の場合は通りの名称等を入力する。

[11] 輸出入者住所4／4（ビル名ほか）（「ビル名」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出入者の住所（ビル名）を必須入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（ビル名等）を入力する。

[12] 税関事務管理人コード（「税関事務管理人」欄）上段左

税関事務管理人を定めている場合は次による。

① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。

② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより

自動的に「0000」が補完される。

③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。

[13] 税関事務管理人受理番号（「税関事務管理人」欄）上段右

税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。

[14] 税関事務管理人名（「税関事務管理人」欄）下段

税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。

① 「税関事務管理人」欄上段左を入力しなかった場合。

② 「税関事務管理人」欄上段左に関連付けのない法人番号を入力した場合。

@ [15] 到着便名 1（「到着便名」欄左）

輸入貨物の場合は、到着便名の便名部（航空会社コード（業務コード集参照）＋フライトナンバー）を必須入力する。

輸出貨物の場合は、入力不可。

@ [16] 到着便名 2（「到着便名」欄右）

輸入貨物の場合は、到着便名の日付部を「DDMMM」（例：1月1日の場合は「01JAN」）の形式で必須入力する。

輸出貨物の場合は、入力不可。

@ [17] 到着年月日（「到着年月日」欄）

輸入貨物の場合は、到着便の到着年月日を西暦（8桁）で入力する。

輸出貨物の場合は、入力不可。

[18] AWB番号（「AWB番号*」欄）

AWB番号を必須入力する。

[19] 品目番号（「品目番号」欄）

品目番号について品目コード（9桁）とNACCS用コード（1桁）を続けて入力する。

@ [20] 品名（「品名」欄）

品名を入力する。

@ [21] 個数（「個数」欄）

貨物の個数を入力する。

@ [22] 重量（「重量」欄左）

貨物の重量を入力する。

なお、小数点以下第3位まで入力することができる。

@ [23] 重量単位コード（「重量」欄右）

「重量」欄左を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
キログラム	KGM
ポンド	LBR

[24] 申請期間開始年月日（「申請期間*」欄左）

他所蔵置場所への蔵置開始（予定）年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[25] 申請期間終了年月日（「申請期間*」欄右）

他所蔵置場所への蔵置終了（予定）年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[26] 他所蔵置場所の管轄税関官署（「他所蔵置場所*」欄）

他所蔵置場所を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[27] 他所蔵置場所名（「名称*」欄）

他所蔵置場所の名称を必須入力する。

[28] 他所蔵置場所住所（「住所*」欄）

他所蔵置場所の住所を必須入力する。

[29] 申請事由コード（「申請事由*」欄）

他所蔵置許可申請事由を他所蔵置許可申請事由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[30] 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

※ 以下 [31] から [35] までの項目は、貨物の指定地外積卸許可申請を併せて行う場合に入力する。

[31] 積卸期間開始年月日（「積卸期間」欄左）

指定地外積卸の開始予定年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[32] 積卸期間開始時刻（「積卸期間」欄中左）

指定地外積卸の開始予定時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

[33] 積卸期間終了年月日（「積卸期間」欄中右）

指定地外積卸の終了年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[34] 積卸期間終了時刻（「積卸期間」欄右）

指定地外積卸の終了予定時刻を24時間制（4桁）で必須入力する。

[35] 積卸場所名（「積卸場所名」欄）

積卸場所名を必須入力する。

ロ 登録の通知

前記(2)イ（登録の方法）により登録された場合は、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」（出力情報コード：AAL5151）が配信される。

(3) 他所蔵置許可申請の訂正

前記(2)イ（登録の方法）による他所蔵置許可申請から許可までの間に、当該申請内容の訂正する場合は、あらかじめ税関（保税担当部門）の了解を得た上、次による。

なお、「申請先官署コード」欄及び「AWB番号*」欄は変更ができないため、後記3（申請の撤回又は許可の取消し）による申請の撤回に係る手続等が完了した後、再度申請を行うこととなることから留意すること。

イ 訂正の方法

(イ) 呼出しによる方法

「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務（業務コード：TZC11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、前記(2)イ（登録の方法）で入力した内容が「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出（訂正）情報」（出力情報コード：AAL5161）として、応

答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、前記(2)イ（登録の方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可。

[1] 処理区分（「処理区分」欄）

「R」（訂正）を必須入力する。

[2] 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

訂正する他所蔵置許可申請番号を必須入力する。

[3] 貨物の区分（「貨物の区分」欄）

[4] AWB番号（「AWB番号」欄）

(ロ) 呼出しによらない方法

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TZC）により、前記(2)イ（登録の方法）に準じて入力し送信する。

ロ 登録の通知

前記イ（訂正の方法）により他所蔵置許可申請が訂正された場合は、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」（出力情報コード：AAL5151）が配信される。

(4) 関係書類等の提出

前記(2)イ（登録の方法）による登録又は(3)イ（訂正の方法）により「他所蔵置許可申請控情報」（出力情報コード：AAL5151）が配信された場合は、これを印刷の上、関係書類等を添えて税関（保税部門）へ提出する。

ただし、当該申請に係る審査にあたって他所蔵置場所が明らかであること、その他関係書類の提出が必要ないと税関が認めた場合は、その提出を省略することができる。

(5) 審査結果の登録

前記(4)（関係書類等の提出）により提出した他所蔵置申請に係る関係書類により、税関による審査が終了した場合は、申請者に次の情報が配信される。

イ 許可の旨が登録された場合

「他所蔵置許可通知情報」（出力情報コード：AAL5201）

ロ 許可しない旨が登録された場合

「他所蔵置審査結果通知情報」（出力情報コード：AAL5231）

2 他所蔵置許可期間の延長申請

(1) 申請の条件

前記1（システムを利用した他所蔵置許可申請）により登録された他所蔵置申請に係る許可期間の延長申請を行う場合は、後記4（書面による他所蔵置許可申請手続等）による延長申請を行うことができない。

また、延長申請を行うことができる者は、当初の許可を受けた者に限る。

なお、他所蔵置の許可期間を経過した場合は、再度前記1（システムを利用した他所蔵置許可申請）の方法により他所蔵置の許可申請を行う必要があることから留意すること。

(2) 他所蔵置許可期間延長申請情報の登録

イ 登録の方法

(イ) 他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し

「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務（業務コード：TZC11）を利用して、次に掲げる事項を入力し送信することにより、他所蔵置許可申請に係る情報が「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出（期間延長）情報」（出力情報コード：AAL5171）として、応答画面（「他所蔵置許可期間延長申請」業務（業務コード：TZE）の入力画面）に出力される。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可。

[1] 処理区分（「処理区分」欄）

「E」（期間延長）を必須入力する。

[2] 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

延長対象となる他所蔵置許可申請番号を必須入力する。

[3] 貨物の区分（「貨物の区分」欄）

[4] AWB番号（「AWB番号」欄）

(ロ) 他所蔵置許可期間延長申請

前記(イ)（他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、他所蔵置許可期間延長申請をシステムに登録する。

[1] 延長申請期間終了年月日（「延長申請期間終了年月日」欄）

延長後の蔵置期間延長終了日を西暦（8桁）で必須入力する。

[2] 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

ロ 登録の通知

前記イ（登録の方法）により登録され、税関による審査終了が行われた場合は、期間延長された「他所蔵置許可期間延長承認通知情報」（出力情報コード：AAL5281）が申請者に配信される。

3 申請の撤回又は許可の取消し

(1) 撤回及び取消手続

他所蔵置許可申請について撤回又は許可を取り消す場合は、税関（保税担当部門）に申し出た上で、「NACCS登録情報変更申出」を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により実施することもできる。

(2) 登録の通知

前記(1)（撤回及び取消手続）により提出した他所蔵置申請に係る関係書類等により、税関による撤回又は取消しの登録が行われた場合は、申請者に次の情報が配信される。

イ 申請の撤回の場合

「他所蔵置許可申請撤回通知情報」（出力情報コード：AAL5241）

ロ 許可の取消の場合

「他所蔵置許可申請取消通知情報」（出力情報コード：AAL5261）

4 書面による他所蔵置許可申請手続等

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、書面により他所蔵置許可申請を行う場合の取扱いは、次による。

(1) 他所蔵置許可申請手続

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、他所蔵置許可場所において引き続き貨物情報を利用したシステム処理を行う場合の書面による他所蔵置許可申請は、関税法基本通達 30-3（他所蔵置の許可の申請手続）に規定により他所蔵置許可申請書（税関様式C第3000号）により行う。

(2) 他所蔵置許可期間の延長申請手続

前記(1)（他所蔵置許可申請手続）により書面で他所蔵置の許可を受けた申請者が、その許可期間の延長を受けようとする場合は、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）を訂正した「他所蔵置許可期間延長承認申請書」2通に、前記(1)（他所蔵置許可申請手続）により交付を受けた他所蔵置許可書を添付して申請を行う。

5 他所蔵置許可期間経過後、実施できない業務

他所蔵置許可期間を経過した場合は、他所蔵置許可期間延長申請が行えなくなるほか、次に掲げる申告又は申請から許可又は承認までの業務についても行えないため、再度他所蔵置の許可を得る必要があることから留意すること。

- ① 輸出入申告
- ② 保税運送申告（他所蔵置場所から貨物を搬出した後の運送期間延長を除く。）
- ③ 見本持出許可申請

6 輸出入申告等において使用する保税地域コード

他所蔵置貨物について輸出入申告等を行う場合に使用する「保税地域コード」は、次による。

(1) システムを利用した他所蔵置許可の場合

「他所蔵置許可通知書」（出力情報コード：AAL5201）の「他所蔵置場所」欄に出力された保税地域コードを使用する。

(2) 書面による他所蔵置許可の場合

税関官署毎に定められた他所蔵置場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を使用する。

7 他所蔵置場所における貨物管理

他所蔵置許可場所における貨物管理については、次表に準じて行う。

項番	条件	参照先	手続
1	外国貿易機で到着した貨物を他所蔵置場所に取り卸	第1章第2節（積荷に関する事項の報告及び取卸関係手	積荷に関する事項の報告及び取卸関係手続

項番	条件	参照先	手続
	す場合。	続)	
2	保税運送により到着した輸入貨物を搬入する場合。	この章第4節（貨物の搬入関係手続）	貨物の搬入関係手続
3	輸出貨物又は積戻し貨物を搬入する場合。		
4	通関業者によるシステム外搬入の場合。		
5	保税運送貨物を搬出する場合。	この章第5節（貨物の搬出関係手続）	貨物の搬出関係手続
6	貨物を国内に引き取る為に搬出する場合。		
7	貨物取扱届の届出等。	この章第10節（輸出貨物取扱関係手続）又はこの章第11節（輸入貨物取扱関係手続）	輸出貨物取扱関係手続又は輸入貨物取扱関係手続